

第13章 原原種・原種の育成配布

第1節 原採種事業の変遷

1. 明治時代

明治36年4月22日付徳島県令第41号により徳島県農事試験場種苗及種畜配布規則が制定され、米麦については当該開設当初からすでに原種の生産および 配布が行われていた。当時の主要品種は、水稻では石白、大泉、穀良都、丹波出雲、雄町、都、神力、讃岐、権八、裸麦では、九州、白珍好、香川、小麦では宝満、筑摩、大麦では、ゴールデンメロン等であった。明治41年には本県に栽培されている米麦の主要品種別作付面積の調査を行い、これを参考にして原種の生産計画を樹立した。

水稻では、明治42年より場内に原種田を設置して各郡市役所または都市農会設置播種田に無償配布することとし、その他は一般配布用原種田として耕種していた。その面積は合計で1町1反7畝26歩であった。この理由としては、県下水稻(粳)の作付面積を2万500町歩とすれば、これに要する種子は反当4升として1万石になる。これを5か年計画で県下全体に良種の普及をすれば、1か年に2000石の種籾が必要となる。これを10郡に配当すれば1郡200石となる。この採種に要する一郡の原種田は平均5町歩(反当4石)の割合となる。これに要する原種を試験場において採種するためには約7反歩の原種田を設置することが必要であった。各郡市役所、都市農会原種田に毎年無償配布する原種は約20石でその品種および作付割合は、早稲10%で品種は権八、中生稲20%で雄町、晩稲70%で神力を作付けした。これが奨励品種の始まりであると解される。

各郡市役所または都市農会原種田に無償配布する原種は配布を受ける都市管内の水稻粳総作付面積により按分して配当された。

その他一般に配布する原種名、数量などは本場種苗配布規程によりその都度県告示をもって発表し、申し込みを受けて配布した。

麦の場合、各郡市役所または都市農会設置の水稻原種田の裏作として無償配布する原種を採種するために8反歩の原種圃を設けた。

各郡市役所または都市農会原種田に毎年無償配布する原種は約12石でその品種および作付割合は裸麦80%で品種は九州、白珍好、香川、小麦は20%で品種は筑摩、宝満であった。

各郡市役所または都市農会に無償配布する原種は配布を受ける都市または都市農会の水稻原種田面積により按分して配当した。

その他一般へ配布する原種名、数量などは本場種苗配布規程により水稻の場合に準じて配布した。

2. 大正時代

種子対策事業が制度化された時代である。大正5年米麦品種改良奨励規則が公布され、都道府県に奨励金が交付されるようになった。大正8年には、農林省はさらに事業の拡充を図るため、新たに主要食糧農作物改良増殖奨励規則を公布して、都道府県における米麦等主要食糧農作物の品種改良と優良種子の生産配布についての事業規模の拡充を奨励した。

本県にあつては、当時農事試験場の圃場は水利の関係や、ごまはがれ病の多発などで水稻原種圃としては不適當であつたので漸次土地改良を行うため、大正2年に農事試験場委託原種田規程を設けて水稻原種の栽培にあたつた。すなわち、大正2～5年までは御所、生比奈、佐那河内各村で1町5反歩の委託原種圃を設置した。大正6～8年の間は前記原種圃を名東郡佐那河内村上嵯峨に移した。また大正9～14年の間は名東郡加茂名町東名東中分(現在徳島市名東町)に移していずれも試験場の直営で原種を生産し配布した。麦類の原種圃はその間も試験場内に設置した。面積は大正2～10年は約50a、同11～15年は1ha程度に拡張された。

この時代の主要品種は、水稻では前半の大正2～8年が権八、雄町、神力、改良神力、坊主権八、早生神力、讃岐、新関取、後半は徳島権八12号、徳島雄町6号、徳島早生神力3号、徳島早生神力129号、徳島改良神力11号、徳島神力9号、徳島神力156号、徳島新関取17号、徳島讃岐19号、徳島讃岐143号、徳島中稲1号、畿内晩33号、徳島高尾糯38号、裸麦では前半が九州、白珍好、香川裸、養父、米裸、後半が徳島珍好83号、徳島珍好1号、徳島九州13号、徳島香川裸73号、徳島米裸1号、徳島養父45号、小麦では前半が宝満、筑摩、後半は徳島宝満3号、徳島筑摩29号、中相州畿内5号であつた。

その他では、昭和2年に養鶏事業を種畜場に移管するまで明治末期から引き続き種卵の配布が行われた。

3. 昭和時代(戦前)

大正15年に至り、大正14年まで場外に設置していた水稻原種圃を本場内に移して米麦とも場内で原種の生産を行うようになった。設置面積は当初米麦とも約1haであつたが、昭和3年には県令第14号により「徳島県立農事試験場米麦原種配布規則」が改定され、米麦ともに1.5haに拡張された。その後昭和7年には国において小麦増殖奨励規則を公布し、小麦育種組織の拡充、原種圃の設置等の奨励を行ったため、本県においても小麦原種圃を従来の0.5haから1.1haに増殖し、小麦奨励品種決定試験を開始した。昭和13年には富岡試験地と池田試験地が新設され、原種栽培を分担するようになった。

富岡試験地では、水稻1.5ha、裸麦1haの原種圃を設置して昭和13～19年の7年間は水稻および裸麦の原種は全てここで生産した。

この時代の代表的品種は、水稻では徳島旭7号、徳島晩稲1号、徳島神力36号、徳島大泉15号、徳島虎丸5号、徳島高尾糯38号、裸麦では、徳島珍好83号、徳島珍好1号、徳島米裸1号、徳島九州13号、徳島小ビン6号、徳島白麦8号、小麦では徳島筑摩29号、中相州畿内5号、徳島宝満3号等であつた。

水稻・麦類の他にこの時代にはダイコン、大豆、カンショ、トウモロコシ、陸稲の原種圃が設置され原種の生産と配布が行われた。

大豆は、昭和10年に本場内に25aの原種圃が設置され、八月大豆、目白、花不知の原種を生産し、徳島県立農事試験場大豆、甘藷配布要項に基づいて無償で配布された。昭和13年以降は池田試験地で大豆原種の生産を担当するようになった。

トウモロコシは、昭和13年に増殖5か年計画の第1年目として委託採種圃2haに無償配布する原種を生産するため、池田試験地に3aの原種圃を設置した。その後面積を5a程度に増加し、品種は徳島黄色在来種から奨励品種に採用された徳島1号に変えて昭和24年まで無償で採種圃に配布した。

陸稲は、昭和16年池田試験地に10aの原種圃を設け、陸稲農林5号、陸稲農林糯6号の原種栽培を開始し、その後も昭和44年まで生産と配布を続けた。

4. 昭和時代(戦後)

戦後占領下における各種行政措置の1つとして補助事業の整理が行われ、各種規則の廃止と補助金の交付打ち切りが行われたため、都道府県における種子対策事業は各県独自の立場から実施された。そのため事業は弱体化し、食糧生産上問題となつたので、昭和27年に「主要農作物種子法」が公布され法的措置の下に種子対策事業が実施されることになった。昭和28年および同32年に一部改正されたが、引き続き同法に基づく原原種・原種圃の運営が行われ今日に至っている。

本県の状況をみると、水稻および麦類については昭和24年までは本場、富岡分場、池田分場で分担して生産していたが、昭和25年に久勝原種圃が新設されたので、その後は4場所で原種生産を分担した。しかし、本場移転に伴う分場や試験地の統廃合により昭和44年3月には阿波原種農場(久勝原種圃)昭和46年6月には阿南試験地(富岡試験地→富岡分場)が廃止され、その後は本場のみで担当するようになった。本場では作物科が担当していたが、昭和44年に管理科が新設され46年までの3年間は管理科(昭和45年4月には管理係と改称)と作物科で原種生産を分担した。しかし、47年以降は再び作物科が全て担当するようになった。その後米麦種子の需要増大や農業情勢の変化に対応すべく昭和54年には育種科が新設されて以後は米麦原種および原原種の生産と配布は全て同科が担当するようになった。ただし、麦類原種の内ビール大麦については、ビール会社との契約栽培で、種子は毎年全量更新すること、および栽培方法が全面全層播となり播種量が多くなったことなどにより場内での対応は圃場面積の関係からも不可能となつた。そのため昭和51年からは美馬郡脇町で4.5ha程度の委託栽培を行うようになった。

昭和57年度の原原種および原種圃の設置面積は、原原種圃水稻10a、麦類50a、原種圃水稻1.2ha、麦類5.3ha(内4.35haは委託栽培)である。

この時代の代表的品種は、水稻では徳島晩稲1号、農林18号、愛知旭、シモツキ、農林37号、アケボノ、ミホニシキ、金南風、サチワタリ、農林29号、日本晴、ミネユタカ、越路早生、コシヒカリ、徳島高尾糯38号、祝糯、コトブキモチ、クレナイモチ等であり、裸麦では徳島白麦8号、赤神力、徳島香川5号、ハヤウレハダカ、ユウナギハダカ、小麦では農林52号、農林65号、シラサギコムギ、ビール大麦ではさつき二条である。

陸稲は、昭和16年から引き続いて戦後も池田分場で栽培されたが一般農家の栽培面積が漸減したため、昭和44年を最後に栽培および配布を打ち切った。

大豆は、原原種・原種とも戦前から引き続いて池田分場で栽培を担当し今日に至っている。昭利57年度の設置面積は、原原種10a、原種50aである。

トウモロコシは、戦後も昭和24年まで池田分場で5a程度の原種圃が設置されて徳島1号の原種を生産し採種圃に配布したが、その後は中止された。